

NCS

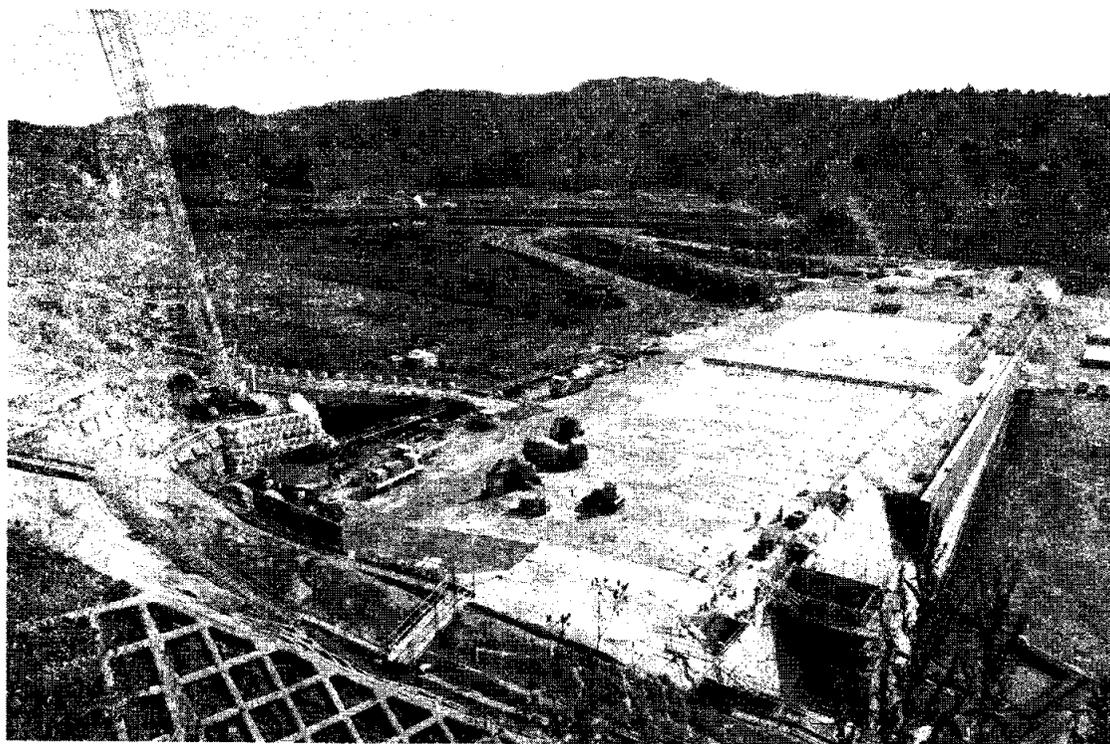
Nature Conservation
Society of Hokkaido

HOKKAIDO

2009年11月 NO.143

..... CONTENTS

保存、保護、保全、そして再生の意味について 佐藤 謙..... 2	「自然を語る会」2009年前期報告10
二風谷ダム・平取ダム現地見学会および 今本博健氏講演会「ダムによらない治水」報告 在田 一則..... 4	コラム..... 畠山 武道.....12
人と川との共存の新たな展開 ーシンポジウム「人と川 そのつながり」報告ー 佐々木克之..... 6	2010年自然保護大学開校のお知らせ.....13
猛禽類研究者のコンフリクトマネジメント ー最近のセミナーとシンポジウムの報告ー 白木 彩子..... 8	第16回夏休み自然観察記録コンクール結果13
	「自然を語る会」2009年後期予定のお知らせ14
	お知らせコーナー.....14
	活動日誌・要望書・新会員紹介・ 寄贈図書・寄 付.....他



なぜ止まらない？当別ダム建設現場

(撮影 在田 一則)

保存、保護、保全、そして再生の意味について

会長 佐藤 謙

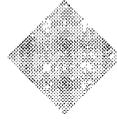
自然保護にかかわって、保存、保護、保全、再生など、多数の述語が使われている。近年では1993（平成5）年に生物多様性条約が締結され、その国内法として種の保存法が制定されて以来、「生物多様性の保全」が法令や行政文書とともに一般にも普通に使われるようになった。また、2002（平成14）年には自然再生推進法が制定され、失われた自然の再生を進めるという「自然再生事業」もかなり一般的になっている。しかし、現在でも、これら保全や再生などの述語の意味を間違えて使用する例が少なくなく、話が合わない困難な場面が生じる。その理由は、自然保護にかかわる述語が、ある具体的な一つの方策・手段として狭い意味で使用される場合と、種々の方策・手段を含む自然保護策の総称として広い意味で使用される場合があるにもかかわらず、そこを理解しないこと、あるいは立場によって意図的に一方の意味だけで使用するところにある。

（1）述語の狭い意味：具体的な一つの方策・手段として

1970年の北海道自然保護協会誌第8号において、北大昆虫学教室の渡辺千尚教授は、Agosta-Solis（1968）が定義した自然保護に関する述語について、以下のように和訳と解説（括弧内にその概略を示す）をつけて紹介している。すなわち、Nature Conservation 自然保護には、(1)Preservation 保存（生態学的に相互に関連のある生物群全体を、その環境の中で、まったく手を触れずにそのまま保存すること）、(2)Protection 保護（ある生物、あるいはある地域の動物相や植物相の全体を、その環境の中で、生存をおびやかす外部からのもろもろの危険から防ぐこと）、(3)Conservation 管理（復旧可能な天然資源、水、土壌、動物相、植物相の合理的活用。植物園や動物園における人工増殖を含む生物の管理）、(4)Restoration 再生（ある地域を原始の状態に戻すこと。破壊された生態系、環境、そこに定住する生物を再生すること）、そして(5)Rehabilitation 更正（天然資源が失われ、破壊され、または衰微した地域で、天然資源などの復活、再生をはかる対策）の5つの方策・手段があるという。これらのうち、(1)保存と(2)保護は、守る対象の内部に人間の影響を及ぼさない方策であり、反対に(3)～(5)は種々の程度で人手を加えて自然を守る方策になる。上記の和訳は、その後(3)が保全、(4)は復元、(5)は改造とも訳され、特に(3)を保全とする和訳が一般的になっている。以上のように、(1)保存、(2)保護、(3)保全・管理、(4)再生・復元、そして(5)改造・更正は、一側面として、自然保護のための具体的な方策・手段として狭い意味で使用される。

（2）述語の広い意味：種々の方策・手段を含む総称としての「自然保護」

前会長・俵浩三さんの著作によると、ある地域において人間の諸活動が増して自然状態が失われる順序で自然域、林業域、農業域、そして都市域が区分され、そうした小地域の特徴に合わせて各種法令に基づく異なる自然保護策、前項の(1)～(5)などが講じられる。上記の順序は、概して、高標高の山岳域（奥山）から低標高地（里山）へ、また国有地・公有地から民有地へ交代する順序である。ある地域全体を見渡すと、主に上記の順序で人間の影響が増し自然状態が減少する小地域が分けられる中、自然域では(1)保存や(2)保護の対象が多く、反対に自然がすっかり失われた都市域では元の自然に復元する(4)再生・復元や、新たに緑地を造る(5)更正・改造の対象が多くなる。しかし、札幌の市街地ないし隣接地にある藻岩山・円山・野幌森林のように、都市域でも良好に残された



自然は保存・保護策の対象となり、(1)~(5)はどの地域を対象としてもその面積や自然状態に合わせて考慮されなければならない。このように、自然保護は、言葉の上では保護という述語を使用しているが、最近使われるようになってきた「自然環境保全」とほぼ同じ意味で、自然を守る方策の総称として使用される。

(3) 述語の広い意味：種々の方策・手段を含む総称としての「生物多様性保全」

「保全」は、狭い意味では、自然保護にかかわる具体的な方策のうち、「天然資源の合理的活用・持続的利用、狩猟や生産を目的として鳥獣や魚類を管理」する方策、あるいは「保護と利用の調整」や「賢明な利用」など人手を加える方策を意味する。そのため、「生物多様性の保全」において、対象とする地域すべての生物に関して「利用が重要であるからすべてに人手を加えて管理する」、あるいは「保全では保存や保護の方策は不必要である」とする間違っただ主張が認められる。例えば、道路やダムなどを建設する公共事業や国有林や道有林の天然林施業における「生物多様性保全」の方策には、上記の間違っただ主張が根強く認められる。

実際に、生物多様性条約の条文を読むと、保全の内容として、protected area 保護地域の設置、自然状態にある種個体群のmaintenance 維持（保存を意味する）、生物資源のmanagement 管理（狭い意味での保全を意味する）、絶滅危惧種のrecovery 復元（再生を意味する）、衰退した生態系をrestore 再生し、rehabilitate 更正するなど、最初に述べた(1)~(5)に該当する多岐にわたる方策がほとんどすべて示され、この条約でいう保全はそれらの総称として使用されている。したがって、前段落に示した主張は明らかな間違いであり、逆に、保護地域の設置など締約国の我が国で特に進行していない方策については、来年名古屋で開催されるCOP10で改善が求められるに違いない。

生物多様性条約、その国内法である種の保存法や北海道希少野生動植物保護条例では、野生動植物の種や遺伝子を守る「保全」の二大方策として、「生息域内保全」と「生息域外保全」が掲げられている。前者の「生息域内保全」は、野生動植物の実際の生息地・生育地の(1)保存や(2)保護を意味し、後者の「生息域外保全」は、生息地・生育地で絶滅寸前まで減少した場合に動物園や植物園など生息域の外で増殖を図る(3)保全・管理を意味する。これらは、ともに「・・・保全」と表現されるが、前者は人間の影響を排除する方策、後者は人手を加える方策になる。したがって、この条約でいう「保全」は、生物多様性を守る様々な方策を総称している。

(4) 述語の広い意味：種々の方策・手段を含む総称としての「自然再生事業」

自然再生推進法に基づく自然再生事業は、北海道では釧路湿原、サロベツ湿原などで現在進行形にある。そこでは、保全や保護と同様に、「再生」の意味が問題視されている。それは、自然再生事業の名の下に、対象地域の中で優れた自然まで人手を加えることが、新たな自然破壊と見なされるからである。この問題を憂慮した日本生態学会は、自然再生事業における指針を公表しており、対象地域の中で良好に残された自然は「保存・保護」することが「再生」の基礎として最も肝心であること、そして再生の言葉の持つ狭い意味によって最初から対象地域すべてに人為を加えようとしてはいけないことを強調している。したがって、自然再生事業は、人手を加えて失われた自然を再生させる、狭い意味での「再生」に限らず、人手を加えない「保存」や「保護」を含む、自然を守る方策の総称となる。自然を良好に維持するためには、自然の姿を良く把握し、すべての方策を考え合わせる総合的な視点が必要なのである。

二風谷ダム・平取ダム現地見学会および 今本博健氏講演会「ダムによらない治水」報告

副会長 在田 一則

標記の現地見学会および講演会が9月17、18日に日高町で開催された。以下に天気にも恵まれ充実した二日間を簡単に報告する。

17日午後1時に日高町富川の味処西陣駐車場に千歳空港からの今本博健氏をはじめ地元および道内各地から総勢約30名が集合した。見学会はまず裏手の西陣倉庫と逆流した水門での2003年台風10号による洪水被害の様子から始まった。洪水被害にあった中村さんのダムができてからの方が洪水も被害も多いとの話は印象的であった。沙流川川岸に開発局が造り失敗したシシャモ産卵場造成跡（失敗作）を見た後、車に分乗して沙流川支流の日高管内さけます増殖事業協会のサケ産卵場、地元農家の案内による二風谷ダムから取水している米の等級が2階級も下がったという水田と粘土質の泥がこびりついた用水路を見学し説明を伺った。夜の西陣での懇談会では参加者がそれぞれ自己紹介し、今本氏は翌日の講演会の前触れとして、二風谷ダムは撤去すべきであり、30年くらいの年月をかけても沙流川を回復しなければならないと力説された。

翌朝は9時に二風谷ダム駐車場に昨日のメンバーが集合。立派なダム管理事務所内の資料室を見た後、ダム上を歩き、魚道や右岸の苦東工業用水取水口取り壊し跡などを時間をかけて見学した。参加していた町議の方は水道水にダムの水が使われていない実態を話された。ダムの中ほどの堆砂には水草が茂っていた。ダム湖上流部では埋まってしまった貯砂ダムを見る。その上流で合流する左側の沙流川本流の水は比較的澄んでいるが、右側の上流で支流貫気別川（ヌブキ・ベツ：濁り水・川）が合流する額平川は対照的に濁っていた。額平川と宿主別川が合流するカムイミノ（神への祈り）の地である平取ダム建設予定地では、山道を下って沢におりる。道脇には希少種であるオクエゾサイシンやヒグマの糞が見られた。その後、付け替え道路での遺跡発掘現場を見学し、ニセウで昼食。二風谷では萱野茂二風谷アイヌ資料館で館長萱野志朗氏から説明を受けた。

夜は6時から富川公会堂で、元淀川水系流域委員会委員長の今本博健氏（京都大学名誉教授）の講演会が行われた。準備にあたった方々も含め、100名近い参加者があった。講演が始まる直前に、前原国土交通大臣が平取ダムも含む全国147カ所のダム見直しを発表したとのニュースが入り、大臣とのエピソードも交えた熱のあった講演であった。当初の講演題目は「ダムによらない治水」であったが、配布資料には「治水にもコペルニクスの発想の転換が必要だ」とあった。

以下に資料をもとに講演内容を紹介する。

水を治める者が川を減ぼしている

治水治国という言葉があるが、現在は治水と利水を中心とした河川整備が河川環境を破壊しており、水を治める者が国を治めるどころか、川を減ぼしている。

洪水対策の基本

洪水対策は、4000年前の中国から、避水（河川から離れる）・遊水（信玄の霞堤のように水を遊ばせる）・封水（堰堤で水を封じ込める）が基本である。近代は施行技術の発展により河川管理者は封水を偏重しているが、それだけでは不可能で、3つの手法を駆使しなければ自然の猛威には対応できない。

計画洪水の設定

我が国では明治後期の河川法制定以来、水面勾配の観測から算出された流量をもとにした計画洪水を設定する方式をとっているが、それも工事費を考慮して恣意的に決めていたようである。昭和39年の河川法改正以後、確率洪水が基本高水として用いられている。しかし、確率洪水は客観的に見えるが、恣意性が入る余地がある。「基本高水」は対象洪水を設定するときの一つの選択肢に過ぎない。

旧来型治水の欠陥

河川管理者の治水は、明治の河川法制定以来、一貫して計画洪水を設定しダムや堤防で封水すること（旧来型治水）であった。しかし、計画洪水より大きな洪水が発生することはありうる。また、現在でも多くのダム計画は立案されて数十年を経ながら実現できておらず、住民は現実に危険に晒されており、河川管理者は責任を果たしていない。さらに、計画洪水が大きくなると、環境に重大な影響を及ぼすという致命的な欠陥が顕著になる。環境影響評価法によるこれまでのダムの評価結果を見ると、ほとんどは「影響は軽微」とされているが、このような評価をした研究者の責任は問われなければならない。旧来型治水が計画を超える洪水に対して役に立たないことは、旧河川審議会ですでに指摘されており、その対策として高規格堤防の整備、土地利用の適正化などが提案されているが、河川管理者は堤防補強を怠っており、計画高水位までの護岸しかしていない。

治水から見たダムの問題点

ダムの治水効果は限定的である。つまり、ダムの洪水調節機能が発揮できるのは計画洪水までであり、それを超えるとダムは満水状態になって洪水調節機能はなくなる。一方、河川の流下能力以下の洪水の場合、ダムは必要ない。このようにダムが役に立つのは限定的な洪水に対してのみである。長期の時間と莫大な費用がかかるダム建設では、ダム計画を理由に本来なされるべき堤防補強などが放置され、住民はダム計画によって長期間危険に晒されることになる。さらに、ダムは土地を水没させ河川を遮断し、社会や自然に深刻な打撃を与える。全国に2,700基のダムがあり、我が国ではもうダムの適地がなくなっている。これだけのダムを造りながら、ダムがあることによって真に水害の発生を防げた例は非常に少ない。逆にダムがありながら、大きな被害にあった例は多い。

これからの治水（新たな治水）のあり方

治水の使命は、いかなる大洪水が起ころうとも壊滅的被害を避けることである。この使命の原点に戻る必要がある。これからの治水は「住民の生命を守る」を最重要の目標にすべきであり、洪水における堤防対策と避難対策が基本である。堤防対策では、越水・侵食・浸透に耐える非破堤堤防技術の開発のほか、現在の技術での堤防強化が重要である。避難対策には、氾濫想定区域の設定と公表、より効果的な避難対策の確立などがある。その場合、治水のためであっても環境に重大な影響を与えてはいけない。また、新たな治水では、水を「封じ込める」（堤防の強化）だけでなく、「避ける」こと（適切な避難計画、危険地域の利用の適正化や建物などの耐水化）や「遊ばせる」こと（土地利用の適正化や被害賠償制度と組み合わせた遊水の利用）が基本である。これらを実現するには住民の理解と協力が不可欠であり、計画の段階から住民の意見を反映させることが重要である。

新たな治水へ発想の転換

ある範囲の洪水を対象にそれを封じ込めようとする「旧来型治水」が天動説とすると、いかなる洪水も対象とする「新たな治水」は地動説である。旧来型治水に固執する専門家にはコペルニクスの発想の転換が必要である。

人と川との共存の新たな展開 —シンポジウム「人と川 そのつながり」報告—

副会長 佐々木克之

10月9日、前原新国土交通大臣は、全国の140あまりのダム事業の凍結・見直し方針を明らかにしました。サ
ンルダムもその対象のひとつとなり、その後本体工事着工を含む今年度予算の中止が決まりました。来年度につ
いては、現在検討中の概算要求の決定（通常12月末）の中で明らかになる予定です。

今後、まず来年度予算の凍結が最初のハードル、次に凍結されたとして、どのように見直していくのが課題
となります。私たちは、来年度予算の凍結めざして活動を強化するとともに、見直し検討会を想定して取り組ん
でいくことを予定しています。

前原大臣発言のわずか6日前に、協会が多くの自然保
護団体と協力して、10月3日に旭川で標記のシンポジウ
ムを開催しました。最初に、「川の魅力」を取り上げて、
森と川が一体となって、生物が豊かな環境が作り上げら
れていることが示され、川の生態系にとって森が重要で
あることが認識されました。つぎに、サクラマス/ヤマ
メ（ヤマメはサクラマスの子ども）は、日本と沿海州お
よびカムチャッカ半島の一部にしか生息していない貴重
な鮭類であること、美味で単価が高く、富山名物のます
寿司の材料としても有名、ヤマメは溪流の女王と呼ばれ
釣り人の愛好的、河川流域生態系健全指標としても重
要であり、魅力あふれる魚であることが紹介されました。
このような川の魅力を失わないために、川と人との付き
合い方を講演したのが、宮本博司さんです。宮本さんは、
建設省（現在は国土交通省）の元官僚で、住民・市民の
声が反映する場として有名な淀川水系流域委員会を立ち
上げた方です。以下に、宮本さんの講演内容である、こ
れからの川との付き合い方、とりわけ治水について新し
い考え方を中心に、報告します。

1. 自然に向き合う姿勢

異常気象という言葉が最近よく使われていますが、宮
本さんは、この考えは誤っていると考えています。「い
つ、どこで、どのような規模で起こるか分からない」の

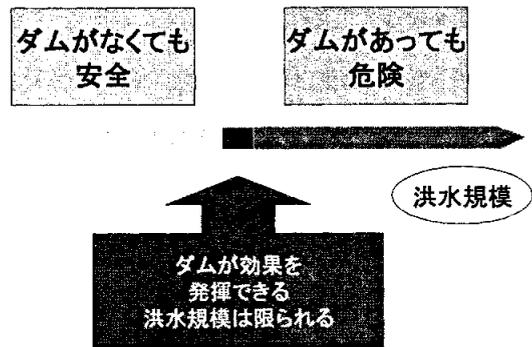


図1 洪水規模とダムの役割・・・横軸は雨量な
どで示される洪水規模を表し、規模が小さいとき
にはダムがなくても洪水被害は起きず、想定した
規模でダムは役立つが、想定以上の洪水の場合は
危険が伴うことを示している。

洪水エネルギーを
できるだけ穏やかに分散



図2 越流堤（堤防の一部を低くしてある）や霞
堤（河川水が逆方向に流れるようにする）による
河川水の分散

が自然現象であると述べました。2005年8月末に、アメリカを襲った超大型ハリケーン：カトリーナによって、ニューオリンズでは堤防決壊のため一瞬にして1,000人を越える命が失われました。このような多くに人命が失われたことを異常気象のせいにするのは無責任であり、科学的ではありません。ニューオリンズの街は堤防から7～8m低いところにあり、大きな洪水があれば多数の人命が失われることは予測できることです。大阪の街は、淀川の堤防から10m下、大和川の堤防から20m下にあり、堤防が決壊したときの深刻さはニューオリンズの比ではありません。

明治以来、日本の国の治水の考え方は、たとえば100年に一度起きる洪水を想定して、その洪水に対応することを目的としてきました。いわば、「自然現象は、想定した頃に、想定した場所で、想定した範囲内で起こる」ことを前提としてきました。しかし、アメリカのハリケーン：カトリーナの例のように、想定外のことが起きると、大被害となります。宮本さんは、治水事業の目的は、「いつ、どのような規模で起こるかわからない洪水に対して住民の生命を守る」ことであると述べました。国土交通省と宮本さんの考えが決定的に違う点です。宮本さんは、ダムは「計画対象洪水（想定した水量の洪水）に対して効果的に洪水調節を行う」が、「対象規模以下洪水」には必要なく、「対象規模以上洪水」では役に立たないばかりか、逆に危険になると述べました。図1はこのことを示しています。100年に一度の洪水に対応するダムは、それ以外の時期は水質を悪化させ、土砂を溜め込み、川の生物を減少させているのです。ダムによらない治水を考えなくてはなりません。

2. ダムによらない治水

「いつ、どのような規模で起こるかわからない洪水に対して住民の生命を守る」ためにはどうしたらよいのか、宮本さんの処方箋は次のとおりです。

- 洪水エネルギーをできるだけ川に貯めない・・・川以外に水を貯める場所をつくる（水田はその意味で重要）、
- 危険な箇所では、家を建てない・土地を高くして家を建てるなどの対応、
- 洪水エネルギーをできるだけ穏やかに分散（図2）：分散する場所には家を建てない、
- 堤防の強化（現在の堤防は、計画高水位として決められた高さ以上ではしっかり作られていないが、堤防の上まで、さらに反対側もしっかり作れば、いかなる洪水でも被害を少なくできる）

3. 地域の問題は地域の人で解決する

現在は、地域からもっとも遠く、地域の痛みがわからない霞ヶ関が決定する。この仕組みは、多目的ダム（治水、利水や発電がセット）であれば、国が大部分（北海道の場合は予算の85%を国が支出）予算を支出することにより作られていて、地域の出し分が少なくしてダムに手をだすシステム。もしも、地域が予算のほとんどを出すならば、地域はダムを作るであろうか？ダム事業は税金による事業、国民みんながそれぞれの地域で考えるシステムづくりが必要です。

猛禽類研究者のコンフリクトマネジメント —最近のセミナーとシンポジウムの報告—

理事 白木 彩子

最近、「コンフリクトマネジメント」という言葉を知った。ここでいうコンフリクト（軋轢）とは、「ある事項に関して複数の人々のニーズや利害が一致せずに絡み合い、関係者間での対立が比較的長期にみられる状態」と定義され、「コンフリクトマネジメント」は利害関係者の問題意識を共有しつつ合意形成を図ってゆく社会的な手法を指すそうだ。この言葉が使われていたのは、今年度の北海道大学GCOEとして行われている「エゾシカ保護管理と希少猛禽類保全の両立セミナー」である。近年、北海道は個体数調整を目的としてエゾシカの猟期や狩猟範囲を拡大する方向性を打ち出しているが、シマフクロウやオジロワシなど希少猛禽類の生息地周辺での狩猟行為は繁殖に悪影響を及ぼす恐れがある。このセミナーでは、増えすぎたシカと絶滅の危惧される希少猛禽類という、対極にある生物の保護管理に携わる研究者間の軋轢を題材にしている。取り仕切っているのは北海道大学農学研究科博士課程に在籍する今榮博司さんである。セミナーは大学院生がコンフリクトマネジメントについて学ぶことを目的にしており、双方の研究者による現状や問題点に関するプレゼンテーション、それらを題材にした討論、問題の生じている現地での視察ツアー、狩猟者も含めたワークショップなど盛りだくさんの内容である。そのため、学生にとってだけでなく講師として参加している双方の研究者にとっても、互いの考え方の背景などをよく理解するために非常に有益なセミナーとなっている。研究者のほか行政担当者もオブザーバーという形で参加し、討論に加わっているが、あくまで院生の学習の場として設定されているので、最終的に合意にたどり着くことを目的にしている。そのため、結論を迫られることなく意見交換ができ、公式の場ではないが故に立場に縛られない発言や、脱線したコメントなども混じることで、本意でない妥協が決裂に終りがちな「〇〇検討会」にはない、充実した討論となる。

また、マネジメント＝解消ではないとし、関係者全員が同意できる目標を見出して軋轢とうまくつきあっていくプロセスを作ることや、対立点に焦点をあてるのではなく、その背景や関係者全体の関係なども包括的に取り込む、などの発想は、環境問題というさまざまなコンフリクトの現場においても重要だろう。

一方、私が関わっているコンフリクトのひとつに、風車建設と鳥類保全との問題がある。これは、地球温暖化解決法のひとつとして「風車」の設置を推進する人間と、風車に衝突して死亡したり、生息地を狭められたりする鳥類の保全・研究に携わる人間とのコンフリクトである。2004年に国内で初めて風車に衝突したオジロワシの死体が発見されてから、表面化しているだけで19羽ものオジロワシの衝突死が確認されている。環境省釧路事務所がとりまとめたリーフレットによれば、平成19-20年度に収容されたオジロワシの死亡要因として、「その他」を除くと風車への衝突死が最も多くなっている。複数個体が死亡している施設もあり、特に8個体の衝突死が確認されている苫前夕陽ヶ丘WFでは、その周辺にオジロワシが飛翔している限り今後も衝突する可能性が高いと予測される。環境省のオジロワシ・オオワシ保護増殖事業では「死亡率を上昇させない」ことを目標の一つとしているが、事故死が予測されるのであるから環境省はせめて、風車稼働を停めて詳しい調査をする程度の指導や対策措置をとるべきだろう。

さて、今年の5月にシンポジウム「風車と鳥」問題の解決を図るためのコンセンサス文書作成を目的とした公開討論が開催された。8名の登壇者のうち推進派が6名と公平とはいえない構成ではあったが、このままコンセンサス文書が出回ってしまえばそれこそ問題、ということで登壇してきた。4時間の討論の結果、鳥類保全側と風車推進派との議論は平行線を辿り、コンセンサスは見出せなかった、と思う。コンセンサス文書の原案やスピーチに表れていた、多くの推進派の方々の持つ根本的な見解は「持続可能なエネルギーを社会全体が共通認識にすべきで、風力発電による鳥類へのリスクを相対的に考えた場合、エネルギーでは化石燃料や原子力などの方が影響が大きく、電波塔や高いビルへの衝突に比べるとリスクはそれほど高くない。風力発電は再生可能エネルギーの中で最も低コストであり、こうしたリスク評価においても合理的、自然保護派は新しい現実というものを受け止めるべきである。」といった具合である。結局のところ、鳥類への衝突リスクの軽減を最大限努力してゆく、という姿勢ではなく、風力は必要不可欠なエネルギーで他のエネルギーより鳥に対しての影響も少ないのだから、グダグダ言わずに建設を認めろ、と私には聞こえてしまう。

実際には、オジロワシがビルに衝突して死んだ話は聞いたことがないし、自動車や列車への衝突事例はあっても近年の風車への衝突死数はそれらを遙かに上回る。確かに、ビルや自動車に衝突する小鳥類数はそれなりに多い可能性があるが、小鳥類が国内にある風車に当たって死んでいる数も誰も把握していない。また、事業者からはアセスメント調査は負担が大きすぎる、という声が多い。国などが補助金を出す制度があってもいいだろうが、基本的に環境に負荷をかける以上、受益者がそのコストを負担するのは当然ではないのだろうか？という気もする。ちなみに、目標とする電力供給量から日本では風車はどれくらい必要だといえるのか、という私の問いに対し、大型化を考慮して考えてもあと数万機を設置する必要がある（現在の設置数は1,517基1,854MW（2008年度末現在；NEDOのHPより））との回答で、場所があるのかという問いには、陸上ととくに洋上が立地対象として大きい、とのことであった。

最後に、鳥類保全派が示している解決策のひとつである北海道風車アボイドマップの試作品を紹介させていただく。これは風車建設による鳥類への悪影響が考えられる場所を地図上に示したもので、事業者に参照してもらって計画段階で軋轢の生じそうな場所を避けてもらうことを第一の目的としている。あるいは、もし問題がありそうな場所だった場合には、早い段階で地域の研究者や野鳥関係者に相談してもらいたいとの意図もある。今回の試作品は私が代表を務める北海道鳥類保全研究会が北海道新聞社野生生物基金の助成をうけて作成したもので、不足している情報や今後必要な調査研究など、実用化させる上での課題を明確にすることを目的に作ったたたき台である。鳥類の生息状況については圧倒的にデータ不足の状態であった。眠っているデータもあるだろうが、広域的な基礎調査の重要性を感じた。

なお、文頭にとりあげたシカと猛禽類のセミナーは授業の一環のため非公開で行われているが、最終回として年明けに公開シンポジウムの開催が予定されている。日時は未定であるが、興味をもたれた方はシンポジウムに参加されてはいかがでしょうか。

2009年度「自然を語る会」開催報告

「自然に関する会員相互の意見交換の場」として2008年度より始めましたが今年は2年目という事でこの7月から前期をスタートしました。前期4回の模様を簡単に報告いたします。(会場はいずれも北海道環境サポートセンター会議室)

第1回. 7月24日「サンル川の魅力」

話題提供者 橋本 泰子さん(サンル川を守る会代表)

橋本さんからは趣味として何故溪流釣りに嵌ったのか?そしてサンル川との出会い、またこのサンル川に魅了された経緯などが写真を交えて話されました。そして、初めてサンル川に行った時に大きな橋脚を見て、これがサンルダムを渡る道路の橋脚であることを初めて知り、この素晴らしい自然とこれ以上道北のヤマベが少なくなるのは困るとの思いになりこれが活動のきっかけで、溪流釣りの愛好者として純粋な気持ちで取り組みを始めたとの話がありました。

今、このサンル川で進められている「サンル川ダム建設」が、日本海から天塩川に入り、支流の名寄川、さらにその支流のサンル川を遡上してくる「サクラマス」にどのような影響があるのか?また、このダム建設に528億円の税金が使われようとしているが、世界的な脱ダムの時代に何故ダムの建設が必要なのか、ダムに代わる様々な要望に対応しようとせず、非常に疑問がある。北海道開発局が本質的な疑問に何ら答えないまま建設を進めようとしている現状に対して、どの様にして対応していくべきかの中で、出席者からサンル川の素晴らしい自然の写真展などを道内各地で巡回し、広く道民にアピールするよう意見が出されました。さらに出席された皆さんで活発な意見交換や議論がされました。

第2回. 8月27日「身近な自然を語ろうかい」

話題提供者 久野 裕之さん(札幌市環境教育リーダー)

当協会の理事でもある久野さんから自分の生まれ育った頃の身近な自然がどのようなものであったのかについて話され、つぎに出席の皆さん自身が生まれ育った地域の自然がどのようなものであったか?また、現在の状況はどうなのか?など活発な話が交わされました。特に山形育ちで昭和29年に平取の営林署に入って仕事をされた方から、その頃は直径1m以上の大木は切らなかったので今の日勝峠の下の方には素晴らしいエゾマツ・トドマツの森があった。数年前に仲間とその素晴らしい森を見せたくて連れて行ったところ大木は全く無くなっていた、林道をつけるとこんなにも木が無くなるのかとがっかりした思いがあることや、作業中のヒグマとの出会いなど出席者の皆さんの興味を引く話がされました。また、札幌市の鳥に指定されている「カッコウ」の鳴き声を最近札幌市内で聞く事が少なくなってきたという皆さんからの情報も話され、日本の開発の問題だけでなく東南アジアの開発等により渡ってくる「カッコウ」そのものの数が減っているのではとの意見も出されるなど、活発な意見交換が行われました。ただ年代により自然環境の相違や受け止め方の幅も違うことが出席者は実感できたのではと思いました。

第3回. 9月25日「知床の森」

話題提供者 石川 幸男さん（専修大学北海道短大教授）

当会の理事でもある石川さんは森林生態学が専門で1980年頃から知床半島での調査を行っているそうです。

今、世界遺産に登録された知床では1980年以降急増したエゾシカの影響による植物群落の保護が急務になっています。豊かな海洋生態系と原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があり、絶滅危惧種（シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど）の生息地である点が登録で評価され、その保全に海、陸を含めた総合的管理計画策定の必要性がIUCN（国際自然保護連合）から求められた事から科学委員会が発足され、エゾシカWG、海域WG、河川工作物WGの3つが設けられました。石川さんは森林生態の研究者としてエゾシカWGに入り5年計画のエゾシカ保護管理計画策定にむけ、調査としてエゾシカのモニタリング、植生への影響調査、個体群調査などです。採食圧の調査も高山帯（知床岳、知床連山、遠音別岳）でシレットコスミレの採食、亜高山帯（森林全体）では枝葉の菜食、樹皮剥ぎ、下草採食など、山地以下（越冬地など）で稚樹の消失、特定の種の消失、植物群落形成のゆがみ、裸地化などが見られます。エゾシカの高密度状態を先住民の狩猟や捕食者の機能を人為的管理により補うよう保護管理計画に盛り込み、生態系のプロセスに任せる地区と管理方針にそう地区にわけモニタリングを実施。銃器を用い実験的に行われている個体数調整は明確な数を定め順応的管理方法を採用しているがアクセスの悪さ、シカの学習、法律上の制約などで目標捕獲頭数に達していない現状にあるそうです。

また、シカ問題とは別に利用面の課題として環境省の利用調整制度は知床5湖でしか進んでおらず、連山登山道は3年前から一部通行禁止となり縦走路として機能してない、利用規制すべきところの知床沼、知床岳地区で宿泊で立ち入る登山者が絶えない、二ツ沼、知床沼などの湿原を通過する登山道の付け替えなどの対策の遅れなど、多くの課題があるが、解決にはいくつもの省庁が横断的に対処すべき時に来ているとお話でした。

参加者からは羅臼側の河川の砂防ダム撤去も積極的に行いシマフクロウの保護も図ってほしい、シカ対策には野犬を放したら効果的ではないかとの意見もだされました。

第4回. 10月23日「発寒川の今と昔」

話題提供者 皆川 國男さん（札幌市環境教育リーダー）

手稲アウトドアクラブ主宰でもある皆川さんに子供の頃遊んだ川、子供連れて遊びに行く川、発寒川の移り変わりを見つめ、「身近な川のあり方を考える」をテーマにお話をいただきました。

72歳になる皆川さんは小学校の家庭科の調理実習は調理室の無い時代なので発寒川の川原の炊事遠足で実習した。もちろん水は川の水で煮炊きをした。蛇行していた川は淵も瀬もあり、淵では泳ぎ、寒くなると焚き火をして体を温め、魚や、二ホンザリガニ、モクズガニなど焼いて食べたし、川の水も飲んだ。周りの木苺、桑の実やヤマブドウのつるなども上級生に教えられ、食べたりし、川は楽しい思い出の場所でした。そこで巻貝やホッキ貝の化石堀をした経験が教育大地学部で勉強するきっかけになったそうです。

現在の発寒川（二級河川新川水系・琴似発寒川）は最近まで暴れ川で手稲山の麓の平和の滝から下を大幅に改修され、平和湖の砂防ダムを経て山の手橋の崖下を流れ、西陵橋の下で新川に合流し、日本海に注ぐ。平和湖の上流には保育園の子供たちが川遊びをするのに最適の場所があります。環境教育リーダーとして小学校の授業支

援を長栄橋やかかもめ橋付近でおこなっているが水害対策に2.5mも掘り下げた流路工や遊水溝もあり、床止工した場所ですが川の生き物を何でも採取し観察しています。結構、カニやドジョウなどがいます。

星置川についても河川の改修について実測に基づいているんな考え方をお話されました。

最後に北海道の河川については河川工事の見直し、生物多様性と環境の観点では来年のCOP10を注視したいこと、外来種や絶滅危惧種についてもウチダザリガニなどが道内に広がっている問題を、特にエキノコックスの対策には3年くらいかけて全道で駆除剤を散布し、キツネからの発生をなくし、どこの川の水でも安心して飲めるような環境になってほしいとの話をされました。

参加者からは20~30年前、生活廃水で汚れていたどぶ川状態の発寒川は廃水処理が進み、水害が発生しないような河川改修も進んだことで、今は格段に水質が良くなっており、カワセミやアオサギなども見られるが、もっと知恵を出し、お金をかけない改修がされるとさらに良いのでは、また、川の生き物が減っていないかの質問に在来の種類はほぼいるが量が少なくなっており、今までいなかった外来種などが増えていると皆川さんは答えられました。

コラム

自然公園法の改正と国立公園の将来

理事 島山 武道

今年6月、自然公園法が改正され、公布された（施行は1年以内）。そのおもな内容は、①1条の目的規定に「生物多様性の確保」を加えたこと、②特別地域内における国内外来種の持ち込みを規制したこと、③干潟・岩礁などの保護を目的に海中公園地区を海域公園地区に改めたこと、④生態系維持回復事業の仕組みを導入したことなどである。

①の改正は、環境NPOなどが長らく望んできたことであり、評価できそうである。しかし環境省の意図は、④の事業の実施のためには①の改正が必要であったというにすぎず、これを契機に国立公園管理を景観維持から生物多様性保存に改める気はなさそうである。その他の改正も、開発や利用行為の規制に必要な字句いじり（技術的改正）ばかりで、心弾むようなものは何も見当たらない。正直、期待はずれである。

私は、昨年、ゼミ学生と西大台利用調整地区（利用調整地区は2002年改正で導入）を訪問したが、煩雑な手続と杓子定規な運用にうんざりしてしまった。これを知床に導入すれば、プーイングの嵐であろう。たしかに貴重な生態系保護のために適切な規制は必要である。しかし、規制強化のくり返しでは環境省の権限だけが増大し、国立公園が地域の暮らしや人々の関心からますます遠のくことになりかねない。

いま国立公園に求められるのは、世界的（＝地域的）な規模の環境問題（生物多様性の保護、地球温暖化防止、持続可能な地域の形成など）の解決に向け、国立公園にもう一度積極的な役割をあたえ、人々が参加し運営できる仕組みを作ることではなかろうか。そのためには、多様な形の自然公園、多様な利用、多様な人々の参加、多様な管理方法を認め、進めることである。これが、最近、私（島山）の考えていることである。

2010年「自然保護大学」開校のお知らせ

——自然を知る・親しむ・学ぶ—— 主催：(社)北海道自然保護協会

北海道自然保護協会では、10年間開催してきた自然保護学校を発展させ、昨年から「自然保護大学」を開校しております。

自然や環境を多くの方に知っていただきたい、また、皆さんとともに、残されている良き自然をどのように守り、どのようにして環境を良好に維持していくかを考えたいと思い、下記の講義を用意しました。

昨年に引き続き、2月6日(土)～7日(日)の2日間に集中させた講義としております。オプションとして、6日夜には、講師を囲み、気楽に、忌憚のない話し合いができる夕食会も計画しております。

ぜひ、多くの方のご参加を期待しております。

記

1. 日時と講義

2月6日(土) 13:00～18:00 開校式 挨拶 鯨島惇一郎大学長

- ① 「多様な価値観と自然保護ーなぜ自然保護が必要かー」 俵 浩三(専修大学北海道短大名誉教授)
- ② 「ネズミ・コウモリと緑のことと仲間たち」 出羽 寛(旭川大学名誉教授・オサラツペ・コウモリ研究所代表)
- ③ 「ヒグマの庭へ」 伊藤 健次(写真家)

2月7日(日) 9:00～13:00

- ④ 「北海道における森林管理の歴史と現状～なにが問題なのか～」

神沼公三郎(北大北方生物圏フィールド科学センター森林ステーション教授)

- ⑤ 「気候変動ー過去・現在そして未来ー」 秋山 雅彦(元信州大学理学部教授・日本地質学会名誉会員)

閉校式(修了証授与)

2. 場所

北海道大学学術交流会館 第4会議室(札幌市北区北8条西5丁目 北大正門から入りすぐ左)

3. 参加費：一般7,000円、学生5,000円(協会会員3,000円)(オプション：2月6日夕食会費3,500円予定)

4. 定員：50名(先着順)

以上に関する「申し込み・問い合わせ」は、北海道自然保護協会宛にお願いします。

北海道自然保護協会 TEL・FAX 011-251-5465 Eメール nchokkai@polka.ocn.ne.jp

なお、諸事情により講義順序や講師変更の場合がありますので、ご確認ください。

「第16回夏休み自然観察記録コンクール」審査結果について

応募数 80点 32校

1年(7) 2年(21) 3年(16) 4年(14) 5年(10)
6年(12)

審査日 2009年9月29日(火)午後6時～

審査員 北海道新聞野生生物基金、北海道自然保護協会

金賞 1名

堀江 まい(札幌市立真駒内緑小学校6年) 砂浜の漂着物

銀賞 2名

名郷根 慧(札幌市立大倉山小学校2年) せみのけんきゅう

早田 秀平(札幌市立真駒内緑小学校4年) 真駒内公園巨大キノコさがし

銅賞 6名

磯引 駿斗(札幌市立大倉山小学校1年) ひょうほんぼこ

能代谷 亜門(札幌市立大倉山小学校2年) トマトのせいちょう

金澤 寿晴(札幌市立円山小学校2年) モクスガニのかんざつ

矢部 達之(札幌市立真駒内緑小学校3年) 野菜の観察

中崎 千尋(札幌市立北都小学校4年) ガマの秘密

徳山 芳樹(札幌市立藤野小学校6年) コオニヤンマの観察

佳作 20名

佐藤 帆(札幌市立大倉山小学校1年) くわがたのひみつ

西村 弥菜(伊達市立伊達小学校1年) かぶとむし

谷藤 全(北海道教育大学付属函館小学校1年) カブトムシの体

池田 武蔵(札幌市立大倉山小学校2年) ほくのえさ台に来た鳥たち

吉川 貴一期(札幌市立大倉山小学校2年) ほくのつくった いきものずかん

阿部 丈一朗(札幌市立大倉山小学校2年) 北海道の野鳥しらべ

須田 ゆめか(札幌市立真駒内緑小学校2年) 花のスケッチ

上林 祐太(旭川市立西御料地小学校3年) 夏休みにかんざつした生きものニュース

芳賀 美月(札幌市立大倉山小学校3年) きのこの研究

三上 桃花(札幌市立真駒内緑小学校3年) キュウリの育ち方

奥津菜摘子(札幌市立真駒内緑小学校4年) 胡瓜について

千葉みずき(札幌市立真駒内緑小学校4年) 礼文島のお花調べ

加藤奈津子(札幌市立真駒内緑小学校4年) 真駒内公園のアブラゼミ

鈴木壮太郎(大空町立女満別小学校4年) キアゲハの秘密

小森 悠生(豊富町立兜沼小中学校5年) またたびについて

石川 龍星(函館市立金堀小学校5年) アサガオの実験

小出 齋(江別市立野幌小学校6年) 身近で小さな魚介類凶鑑

鈴木 静八(札幌市立大倉山小学校6年) 家のまわりでみられたガの生態

西川 実里(札幌市立大倉山小学校6年) 身近な植物の香りを抽出する実験

古村 花織(札幌市立真駒内緑小学校6年) 私の町の川 真駒内川

学校賞 2校

札幌市立真駒内緑小学校

札幌市立大倉山小学校

*** お知らせコーナー ***

2009年「自然を語る会」後期開催のご案内

11月から始まる後期予定を下記のようにご案内いたします。
是非お誘いあわせの上、気軽にご参加くださるようお願いいたします。

記

会場：北海道環境サポートセンター（札幌市中央区北4条西4丁目 伊藤・加藤ビル4F TEL 011-218-7881）

後期予定2009年

日時：11月27日（金） 18:00～20:00

「森が育む川の生き物について」

話題提供者：長坂 晶子（北海道林業試験場・研究主任）

2010年

1月21日（木）

「イワナの話」

話題提供者：前川 光司（北大名誉教授）

2月26日（金）予定

「胆振地方小湿原群の貴重性とその保全方策」

話題提供者：矢部 和夫（札幌市立大学教授）

3月26日（金）予定

「森のみかた一森で子どもたちを知ってほしいこと」

話題提供者：横山 武彦（環境フォーラム北海道事務局長）

*会場の予約は先3ヶ月までが決まりとなり、2月3月分は期日に申し込み後、確定したいと思っておりますので日にちを確かめて参加してください。

定員：50名

参加費：無料

申込み・問合せ：北海道自然保護協会 TEL・FAX 011-251-5465

Eメール：nchokkai@polka.ocn.ne.jp

注意：資料が出る時がありますので用意のため申込みをしていただくようあわせてお願いいたします。事務所職員の不在の時がありますので申し込みなどはFAX並びメールで申し込んでいただくと確実に受け取れます。

以上

活動日誌

2009年7月

- 1日 各8校免伐ダム問題アンケート送付
全道各教育委員会宛「第16回夏休み自然観察記録コンクール応募案内」送付
エゾシカの捕獲禁止及び制限に関する公聴会に関する資料説明で道庁職員来所
- 13日 南幌中学校2年生総合学習のため来所
- 22日 第2回北道常務理事会
- 24日 平成21年度エゾシカ捕獲禁止及び制限に係る公聴会・公述
第1回自然を語る会「サウルスの魅力」話題提供者：橋本孝子（サウル川を守る会代表）
- 31日 ダム問題に関する各校免伐アンケート回答集約結果を道政記者クラブの記者会見で公開

2009年8月

- 3日 新十津川町の町有林（適符100万坪）伐採・権限事業状況を現地視察
会報142号 発送
- 22日 第1回理事会
- 27日 第2回自然を語る会「身近な自然を語ろうかい」話題提供者：久野裕之（当協会理事）

2009年9月

- 11日 第2回北海道環境審議会生物多様性部会出席
- 17日～18日 二風谷ダム・平取ダム予定地 現地視察
「ダムによらない治水講演会」講師：今本博雄（北大名誉教授）（日高町・富川）
「サウル川でサクラマス産卵を見てみよう」自然観察会（下川町）
- 20日 第3回北道常務理事会
- 24日 第3回自然を語る会「知床の森」話題提供者：石川幸男（当協会理事）
- 25日 第3回自然を語る会「知床の森」話題提供者：石川幸男（当協会理事）
- 29日 第16回夏休み自然観察記録コンクール 審査会

2009年10月

- 3日 サウルダムシンポジウム集会（旭川）
- 21日 第4回北道常務理事会
- 22日 「藻岩山魅力アップ施設再整備」とくに入山頂エリアの抜本的再検討を求める緊急要望書札幌市長及び市政クラブあて持参提出
- 23日 第4回自然を語る会「発案川の今と昔」話題提供者：菅川國男（札幌市環境教育リーダー）
- 23日～24日 平取ダム予定地、当別ダム現地視察、意見交換会～田中康夫氏来道
- 24日～25日 第16回水源地巡回総会（秋田・湯沢市）
- 26日 「山のみち地域づくり交付金」事業（大規模林道事業）の検討に関する「論点整理」北海道水産林務部と大規模林道問題北海道ネットワークとの意見交換会
- 28日 「藻岩山施設再整備計画」に関して上田市長との直接面談話し合い申し入れ文書持参提出

要望書など

- 7月22日 北海道知事宛「平成21年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可気区域）について（遺棄）に係わる意見書」
- 9月29日 国土交通大臣宛「北海道におけるサウルダム・平取ダム、当別ダムの凍結・見直し、および二風谷ダムの撤去検討についての要望書」*北海道脱ダムをめぐり会14団体連名
- 10月2日 行政刷新大臣、財務大臣宛「今年度のサウルダム本体工事着工予算の差し止めと来年度概算要求での凍結の要望書」*下川自然を考える会他9団体連名
- 10月5日 国土交通大臣、北海道開発局長、道開発建設部長宛「10月7日の平取ダムの堤体建設に必要な工事用道路建設の入札中止要請」*富川北一丁目沙流川被害者の会他5団体連名

- 10月14日 国土交通大臣宛「北海道におけるサウルダム・平取ダム、二風谷ダム、当別ダムの今後の対応についての要望書」*北海道脱ダムをめぐり会18団体連名
- 10月14日 北海道開発局長、道開発建設部長宛「平取ダム堤体下流工事用道路工事建設入札に反省をうながし、住民参加の徹底論議を求めらるる10月7日開発局記者会見に対する見解」*十勝自然保護協会他9団体連名
- 10月14日 北海道知事、当別町長、札幌市長、石狩市長、下川町長、名寄市長、平取町長、日高町長宛「ダム建設を推進する地方自治体首長への要望」*富川北一丁目沙流川被害者の会他5団体
- 10月22日 札幌市長宛「『藻岩山魅力アップ施設再整備』とくに入山頂エリアの抜本的再検討を求める緊急要望書」

新入会員紹介

2009年5月～2009年7月

【A会員】 川上 清康、白田 正

寄贈図書紹介

- 知床博物館館長 中川元さんより
しれとこライブラリー「知床の考古」
- 平凡社より
「日本の山と高山植物」

寄付金

ありがとうございます

松野 威也 5,000円 八木 信子 30,000円
富士ゼロックス㈱ 100,000円 富士ゼロックス道教員倶楽部 100,000円

会費納入のお願い

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入下さいますようお願いいたします。

個人A会員	4,000円
個人B会員	2,000円
（A会員と同一世帯の会員）	
学生会員	2,000円
団体会員 1口	15,000円

〈納入口座〉

郵便振替口座 02710-7-4055
北洋銀行大通支店（普通） 0017259
北海道銀行本店（普通） 0101444

〈口座名〉

社団法人 北海道自然保護協会

2009年11月20日発行 社団法人北海道自然保護協会・佐藤 謙 ☎060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル5F 6階 ☎(011)251-5465
NC11月号 No.143 ホームページ：http://nc-hokkaido.or.jp Eメール：info@nc-hokkaido.or.jp
会費 個人A会員4,000円 個人B会員2,000円 学生会員2,000円 団体会員1口15,000円 郵便振替02710-7-4055 印刷 株式会社印刷

